



Title	ウイグル文契約文書補考
Author(s)	森安, 孝夫
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1998, 32, p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48081
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ウイグル文契約文書補考

森 安 孝 夫

はじめに

我々は、1993年12月、発足したばかりの大阪大学出版会の記念すべき最初の出版物として、故山田信夫阪大名誉教授のライフワークとも言うべき山田信夫(著)、小田壽典・P. ツィーメ(Peter Zieme)・梅村 坦・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成』(全3巻、大阪大学出版会、1993;以下『集成』と略称)を世に出した。これは1987年に急逝された山田教授の遺志を継承し、我々編者4人が6年の歳月をかけて編集・出版したものである。そのうちの第1巻は、山田教授が1961年から1981年までの20年間に亘って発表された18篇(以下、山田I～XVIIIと略記)のウイグル文契約文書関係の論文を元の組版のまま復刻し、誤植を徹底的に修正すると共に、研究の進展によって問題の生じてきた箇所にも補注を施したものである。19世紀末に中央アジアから初めて西ウイグル王国～モンゴル帝国時代(9～14世紀)に由来する文書が発見されて以来、それらはドイツ・ロシア・フィンランド・イギリス・トルコ・中国・日本に分蔵されていた。第2巻は、教授がそれらの中からウイグル文字ウイグル語(古トルコ語の一種)で書かれた契約文書を博搜し、先行研究並びに自身の研究も踏まえて確認ないし発見できたもの121点に対し、生前から共同研究を開始していた編者4人が、残された原稿にさらに検討を加えて、最新のテキストと和訳・独訳を付けたものである。第3巻はその121点の文書のうち119点の写真を収載したものである。

ところで、いささかでも古文書研究に従事した経験のある人ならば、古文

書を扱うにあたっては、他人の作った録文はおろか、写真でさえ信用して仕事をすると大きな失敗をする危険があることを十分に認識しているはずである。古文書を研究する際には原文書を手元に置きながら行なうのが最良であって、最低でも必ず一度は原文書に触れなければならない。これが鉄則である。1960年代以降、それまではトルコを含むヨーロッパが中心であった世界のウイグル文契約文書研究を大きく進展させたのは山田教授と護 雅夫東大名譽教授(1996年物故)の2人の日本人研究者(2人は東大東洋史の同級生)であったが、特に山田教授はこの「原文書主義」を徹底させた。その遺志を承けて我々も、第2巻・第3巻の編集にあたっては、少なくとも1人が原文書を再調査し、古文書学的情報を集め直し、共同作業のテキストの「読み」も再チェックする方針を取った。しかしながら、諸般の事情と予算の都合でイスタンブール・ウルムチ・北京にあるものについては梅村氏の調査ノートを利用するに止まり、ヘルシンキにある3点(Sa08, WP02, Mi05)については再調査できなかった。また、原文書が行方不明で、山田教授が蒐集した写真しか残っていないものが28点、写真さえ見つからなかったものが2点(Sa26, Ad03)あった。行方不明になっているのはほとんどがロシアか中国のものである。

1. 『集成』書評と編集方針補足

『集成』が出版されてから今日までの5年間に、さまざまな書評が内外の雑誌に掲載された。いずれも、これまでウイグル学界を支えてきたラドロフ著、マロフ編集の USp (W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler. Materialien nach dem Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov*, Leningrad 1928; Reprint: Osnabrück 1972) に取って代わるものとして本書の出版を慶賀するものであるが、中でも実質的な書評は国内で出された次の3点である。

荒川 正晴, 『史学雑誌』103-8, 1994, pp.109-119.

庄垣内 正弘, 『東洋史研究』53-2, 1994, pp.139-148.

池田 温, 『法制史研究』44, 1995, pp.271-277.

錚々たる方々によってなされたこれらの書評は、山田教授も我々編者も考え及ばなかった点をいくつも指摘しており、学問の進歩にとって有益なもので、編者の1人として真にありがたく思う次第である。ただ、庄垣内氏が和訳と独訳に違いがあること、及び極端に注釈の少ないことを取り上げて、もっと時間をかけるべきであったと批判された点にだけは、一言反論しておきたい。確かにヘルシンキの3点を再調査できなかったことは心残りであったが、我々はこの編集に丸5年を費やしたのであり、この5年という時間を短いとは思っていない。むしろ、本書出版を最も強く望まれた山田教授の御母堂と多恵子夫人には、出版まで6年もかかってしまったことを申し訳なく思っている。90歳を越えて^{かくしゃく}矍鑠としておられた御母堂には、編集作業に^{めど}目処がついたことだけは報告し、安堵していただくことができたが、本書の完成を待たずして、1992年に逝去されたのである。

我々は第1巻に収載した18篇の山田論文に関しては、できる限りの補注をつけたつもりである。それに対して新規の第2巻は、全体の「序言」で護教授が指摘されたように、いわば山田教授と我々編者との合作であり、新しい「読み」が5人のうち誰のアイディアなのか注記するのは、本書に山田教授の名前を冠する以上、不自然である。また全員が同じ読み賛成した訳でもない。まして解釈となれば、なおさらである。もし全員が共著者であれば、各自がばらばらに自分の意見を主張し、本書はいつまでもたっても完成しなかったであろう。ここは全ての功績を山田先生に集中する替わりに、誤りがあった場合の責任も先生にとっていただく形で、最大公約数的なテキストと翻訳だけを載せ、一日も早く出版するという方針でまとめたのである。できるだけ早くというのは、日頃USpの不便さを感じていた我々自身にとっても望ましいことであった。

このような大方針のもと、先行研究との「読み」の違いもいちいち注記していたのでは膨大な作業量になり、かつ頁数も倍増するので、それは「掲載文

書先行研究一覧表」を付けることで代替し、詳しい訳注に当たる部分は各自が論文の形で発表しようということになった。つまり注釈が極端に少ないのではなく、初めから注釈を付けない方針だったのであり、最低限のテキスト註と、余計な誤解を与えないため、あるいは責任の所在を明らかにするための訳註だけは付けざるを得なかったというのが実状なのである。にもかかわらず独訳と和訳に多少の違いが残ったのは、やはり見解の相違によるもので、これ以上の調整は無理であった。

庄垣内批評のうち、Sa01の“*körüp oluryučı*”を単なる立会人ではなく、債務者側の「保証人」とすべきとして、新ウイグル語の例を出された(p.140)のは、真にその通りであって、感服の他はない。その後私も、ベルリン所蔵の半楷書体の契約文書 U 6112 + U 6166 (未発表) に、*tanuq*「立会人」とは別に“*bu savda oluryučı*”という表現があるのを見つけている。一方、同氏の *tuta* の読みと翻訳についての新提案(pp.142-143)には、残念ながら従うことはできない。この点はツイーメ氏とも再検討をした上でのことである。なお、WP03 に不明語として残した *tarda* がモンゴル語の *darda* と同じであろうとの指摘(p.146)はその通りで、たまたま私も気付いて、拙稿「筭記(四)」第11節として発表したのと重なる結果になった。

2. 『集成』補遺

言うまでもないことであるが、この『集成』にも疎漏はあり、ここに収載された 121 点が現存するウイグル文契約文書の全てではない。第 2 巻序文で断ったように単独ではあまり意味をなさない小さい断片は最初から省いてあるが、当然入るべきであった文書で脱落しているものもある。特に本稿で紹介する Or.8212-131 を含むロンドン大英図書館所蔵のスタイン文書中には、ハミルトン氏によって紹介された有名な 1 点 (Or.8212-106 = 『集成』Sa01) 以外に 6 点のウイグル文契約文書が存在する。これらは、山田教授生前に行なわ

れていた研究会では我々編者の視野に入っていなかったし、遺稿には不完全なメモと質の悪い写真が残されていただけで、そこから新たに読み直しを試みられるような状態ではなかった。そのためこれらは最初から対象外とされたのである。しかしながらこれらは全て私のいうところの「半楷書体」¹⁾で書かれており、私の設定した基準（本稿第4節参照）では時代の古いもので、ウイグルの契約文書の歴史を考察する上には、貴重なものばかりである。

Or.8212-131・・・完本、半楷書体、表6行、裏3行。官布借用。旧番号：Ha.ii.12.

Or.8212-132・・・2断片、半楷書体、タムガあり、4+16行（ただし各行1～5語残るのみ）。家屋売買。旧番号：Ha.ii.14.

Or.8212-141・・・断片、半楷書体、タムガあり、7行（ただし各行3～4語残るのみ）。内容不明。旧番号：Ha.ii.7.

Or.8212-142・・・断片、半楷書体、タムガあり、10行（ただし各行1～2語残るのみ）。内容不明。旧番号：Ha.ii.4.

Or.8212-143・・・断片、半楷書体、タムガあり、3行。内容不明。旧番号：Ha.ii.15.

Or.8212-151 recto・・・断片、半楷書体、タムガあり、5行（ただし各行4～5語残るのみ）。官布借用。旧番号：Ha.ii.10.

さらに、山田教授自身がまったく気付いていなかったものとして、次のようなものがある。

既発表：

ヘルシンキ大学図書館所蔵

No.17・・・断片、草書体、14行。家屋売買。マンネルヘイム将来文書。Halén 1991の中に写真付きでテキストが出版された²⁾。

ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクト＝ペテルブルグ支部所蔵

SI Kr I 147・・・完本、草書体、18行。小麦借用。

SI Kr I 422・・・断片、草書体、14行。キビ借用。

SI 4b Kr 9a・・・断片、半楷書体、4行。棉花借用。

SI 4b Kr 235・・・完本、草書体、5行。仏典『増阿含』第1帙借用。

SI 4b Kr 236・・・完本，草書体，4行。書写用手本借用。

SI 4b Kr 20・・・断片，草書体，5行。書写用手本借用。

この6点は，最近，トゥグシェワ女史によって，写真付きで発表された (Тугужева 1996)³⁾。

未発表⁴⁾：

吐魯番博物館所蔵

80.T.B.I.535・・・断片，半楷書体，表9行，裏6行。土地小作(葡萄園借用)。1980年，ベゼクリク千仏洞出土。柳洪亮館長の好意により，ベゼクリク出土文書を閲覧した森安が発見。

一方，ツィーメ氏がセルトカヤ氏から入手した情報とリストによると，イスタンブル大学図書館には，戦前にベルリンでバングの薫陶を受けたアラトが，イスタンブルに持ち帰ったベルリン科学アカデミー旧蔵ウイグル文世俗文書の大量の写真があり，その中に，現在行方不明で我々の知らない契約文書も相当数含まれているとのことである。そこにはかつてミューラーや護氏が引用した文書の写真もある (T III D 279 : cf. Müller 1920, p.320; 護 1961, p.237 = 護 1997, p.361)。これらの写真は目下セルトカヤ氏の管轄下にあり，同氏は順次それらを研究して成果を発表する予定であるという。既にその一端が，1997年，ブダペストで開催された第35回国際アジア・北アフリカ研究会議 (ICANAS) で報告され，そこに出席した小田壽典氏よりそのハンド=アウトを提供された。驚いたことに，そこには『集成』で扱った断片にびたりと接合する断片が3点も紹介されているのである⁵⁾。

イスタンブル大学図書館所蔵写真

T II D (106 / 021)・・・断片，草書体，8行。『集成』Sa15に接合。

T I a (124 / 040)・・・断片，草書体，6行。『集成』Ex02に接合。

T I (110 / 025)・・・断片，草書体，3行。『集成』Ex03に接合。

この外にも，小さい断片なら，各地の所蔵機関にまだかなりありそうである。山田教授自身が作成に参加した龍谷大学所蔵西域文化資料(いわゆる大谷文書)のリストにさえいくつも存在する⁶⁾が，それらは情報量が少ないので，

最初から『集成』の対象外とされたのである。しかしながら、例えば上記の T I (110 / 025) のように、他の文書と接合することによって、俄に重要になるものもある。そのようなものを探す地道な作業は、これからの課題である。

3. 大英図書館所蔵 Or. 8212-131

さて、ここに紹介するのは、私自身が 1993 年 9 月 28 日に大英図書館で原文書を実見し、ようやく全体像を把握することができたものである。本来なら『集成』の Lo (=Loan; 消費貸借文書) の項目に入るべきものである。まず『集成』のやり方に従って、古文書学的情報を列記する。縦横 26×12.5cm, 色 beige rosé, 中手～中手の薄い方らしい(ガラス板入り), 粗い漉き縞あり, 中下質, 表裏同方向, 折り跡あり。やや肉太で大き目の、私のいわゆる「半楷書体」で書かれている。タムガ印は 2 カ所にあるが、別物である。1 つは冒頭 1 行目の yil の上, もう 1 つは 9 行目の ol の上に, そこまでが契約文であり, 以下は空白であることを明示するように押されている。

凡例: [abc] = 完全破損部を推定で補ったもの

////// = 完全破損部の文字の概数

(abc) = 残画を復元したもの

(...) = 残画はあるが, 復元不可能な文字の概数

<abc> = 原テキストの脱落を文脈から補ったもの

Or. 8212-131

1. luu (yil) birygrmi[n]č ay iki ygrmikä

龍年 第十一月 十二日に

2. manga barmiš tonga<-qa> y[un](g)laq-liq (q...)

私に (即ち) バルミシュ=トンガ<に>通貨用の

3. qunpu krgäk bolup män P'K////////-(t)a

官布が必要となって, 私は・・・の所より

4. älig qunpu alip birti(m) qač ay tutsar-

50 官布を確かに借り受けた。私が何ヵ月借用していよう

5. -mān ay sayu üčär qunpu köni b[ir]ür-mān bu

とも、毎月3官布ずつ私は正しく返済する。この

6. qunpu birginčä mām örü qoŋi bolsar-mām kisi(m)

官布を返済する前に私が逃亡したならば、私の妻の

(verso)

7. qutadī oylanlarım birlä köni b(ir)zün tanu(q)

クタディが息子たちと共に正しく返済せよ。立会人

8. (.....)miš tanuq PY(.)KW(..) bu tamγ(a) (b)jiz

・・・ミシュ、立会人・・・。このタムガ印は我々

9. (iki)gü-nüng (ol) (以下空白)

2人のものである。

テキスト註：

1-1 birygrminč : bir と ygrminč が連続して一筆で書かれている。

2-1 tonga-«qa» : 『集成』Lo (Loan) の項の他の用例からして, tonga の後ろに与格語尾 -qa が脱落しているとみて間違いなからう。

2-2 yunglaq-ŋiq : yung は漢語「用」の借用語であり、全体では漢語「用度」・「行用」・「使用」などのカルク(透写語)をなす。ウイグル語の意味は「使用する為の、消費する為の、消費用、通貨用」である。その文字表記・語構成・語義については森安「筭記(三)」第8節、並びに Moriyasu 1996, §6 で詳しく論じた。-ŋiq の -q の形は8行目の tanuq のそれと同じく、尻尾が長いとはいえ、縦書きの中心軸より右下へ流れているが、yunglaq の -q の尻尾は真下に長く伸びており、本来の「半楷書体」の -q の字形を留めている。前稿で挙げた Sa02, Sa03, Sa04, Sa06, Sa07 の例では全て尻尾が短かったのでとりあえずは yunglay と表記し、-q である可能性も注記して後考を俟つと述べておいた(和文脚注14; 英文後注107)が、本文書の例によって今後は yunglaq の方を採用すべきである。既に『集成』ではそのようにしてある。また前稿の別注(和文脚注6; 英文後注87)に記したように、従来この語は売買文書に多く見られ、貸借文書に現われるのは、表記がやや怪しい貸借の1例(RH03)のみであった。当該箇所には破損が多いとはいえ、消費貸借(Lo)である本文書の例によって、もはやこの読みを躊躇する必要はないであろう。

2-3 (q...) : この部分は抹消されているようである。恐らく qunpu の書き損じであろう。『集成』に見える二十数例では全て yunglaq の後は借用する金子(銀、官布、棉布、鈔、その他)が来ていて、中間には何もないから、その可能性は高い。ただし「官布」にかかる形容詞であっててもかまわない。

3-1 qunpu : 「官布」については、森安『マニ教史』pp.51-54 を参照。

3-2 *män* : 本文書の *män* は実際には全て *mn* と表記されているが、『集成』の転写原則に従った。

6-1 *örü qoŋ bol-* : これが漢語表現のカルクで「逃亡する」の意味であり、ウイグル社会にも法制史家のいわゆる「留置保証制」があったことは、護によって子細に論じられた(護 1961, pp.243-249 = 護 1997, pp.371-382)。これは仁井田によっても認められた (cf. 仁井田『法と慣習・法と道德』p.678)。

6-2 *kisi* : 『集成』では ATG に従って「人」と「妻、婦人」を区別せず、共に *kiši* としたが、クローソンは *kisi* 'wife' (ED, p.749a) と *kiši* 'man, person' (ED, pp.752-753) を区別しているのので、ここではそれに従う。

8/9-1 *bu tamya biz ikigü-nüng ol* : 「このタムガ印は我々 2 人のものである」。これと同様の表現は Lo10 と Lo19 にも見られる。2 人とは Lo10 では借り主本人とその弟、Lo19 では借り主本人とその息子である債務者を指しているから、ここも借り主本人とその妻であるに違いない。また Lo02 には 3 人の例がある。これらの 4 例はいずれも、借り主本人が逃亡した場合、責任を取るのが、最近親者のみならず広く「家族」をも含む (*äv-täki-lär birlä*) ことが明記されている他の多くの例に対比されるものであろう。かつて護は、USp113 = Lo10 について、債務者は 1 人であるからこの 2 人とは債務者と債権者であると考えたが、それは誤りである(以上の点の多くは山田 IV, pp.127-128 で既に指摘されている)。なお、その際、護は、USp113 = Lo10 は練習用の下書きの可能性があるというラドロフの意見に言及しつつ、その「異常さ」を説明しようとしたが、その必要はなかろう。ただし、USp113 = Lo10 が本物の契約文書ではなくて下書きであるかどうかは自ら別問題である。残念ながら私はサンクト=ペテルブルグでこの原物を直接見るができなかったのので、未だ護の疑いははらすことはできない、cf. 護 1961, pp.230, 235-236 = 護 1997, pp.349, 358-359。

護氏のウイグル文消費貸借文書の研究における大きな功績の一つは、利率の問題を見事に解決したことである。とりわけ金銭貸借における填補利息を、ラドロフ・ミューラー・前田直典の考え方だと 1 ヶ月に 10~25% と非常に高くなってしまうのを合理的に考え改め、月毎の単利で 2.5%~3.3% 強と計算し、これが中国の唐宋や元時代に行なわれていた利息制限法に合致することを看破したのである⁷⁾。護氏が参照することのできたのは、わずか 3 点 (USp18=Lo07: 月利 2.5% ; USp52=Lo08: 月利 3.3% 強 ; USp47=Lo09: 月利 2.5%) のみであり、しかもその 3 点ともボルミシュという名の同一人物⁸⁾が債務者となっている同一グループの文書であった。しかし今やそれにこの Or.

8212-131 の 50 官布に対する月利 3 官布、即ち 6 % の例を加えることができるのである⁹⁾。さらに、もし、Lo01 の 100 官布を借りて 1 年後に 150 官布を返済する契約も、月利 4.1 % 強とみなしてよければ、護氏の論拠はより強固となろう。以上の 2 例の官布が、単なる物品ではなく、金銭として扱われていることには何の疑いもない。護氏の挙げた 3 例のボルミシュ文書は、私の基準ではいずれもモンゴル時代のものであって、その月利が 3 % 前後であったのは、前注 7 に見た元代の利息制限法にかなうものであった。それに対し、Or. 8212-131 と Lo01 の両者は、私の基準（次節参照）ではモンゴル時代より「古い」と判定されるものであり、その利息が 4 ~ 6 % であったことは、やはり前注 7 で見た唐宋代の利息制限法にびたりと一致するのであって、これまた偶然であるはずはなからう。

4. 時代判定法の指標追加

拙稿「筭記(二)」第 5 節、「筭記(三)」pp.48-50、並びに「筭記(四)」第 10 節で論証した書式と書体の組み合わせによる時代判定法において、私が設定した「古さの指標」は、次の八つであった。すなわち、(1)半楷書体、(2)タムガ書式、(3)尻尾の長短による -q / -γ の区別有り、(4)“kǎrgāk bolü”, (5)“bu savda tanuq”, (6)官布、(7)人名要素「サンゲン」、(8)賠償等倍、である。そしてこれら八つの条件のうち、(1)を含め半分以上を満たしている Sa01, Sa02, Sa20, RH01, Lo02, Lo03, Lo05, Lo17 の 8 件は『集成』の中では最も古く、多分 10 ~ 11 世紀のものであり、(1)を含め三つ以上の条件を満たす Sa18, Sa19, Lo01, WP03 の 4 件もそれに準ずる時代のものであると結論したのである。その後もこの判定法と判定結果を変える必要は生じていない。ツィーメ氏に続いて、クラーク氏も、私の見解をある程度は承認したようである¹⁰⁾。

では Or. 8212-131 は古いものであろうか、それとも新しいモンゴル時代のものであろうか。そこには上の八つの指標のうち、(1)半楷書体、(2)タムガ書

式, (3)尻尾の長い -q 有り, (6)官布, の四つが見られるから, いうまでもなく古いと判定され, やはり10~11世紀の西ウイグル王国時代に属するとみて間違いないだろう。紙質もそれと矛盾しない。

さて, 次に挙げる文書は, 『集成』以前にツィーメ氏が写真付きで紹介した断片である。

U 6061 (in Zieme 1975, p.70 & pl. LI)

1. // (m)anga atsız-qa yüz qa[npu]

..... 私に(即ち)アトシズに100官布が

2. [kărgäk bol-] // yüz biş qanpu altım yangı ///

[必要になっ] .. 105 官布を借り受けた。新 ..

3. // böz köni birür-män bu tuq //

..... 棉布を私は正しく返済する。この ..

4. // (ö)rü qođı bolsar-män kisim XW //

..... 私が逃亡したならば, 私の妻の ..

5. // BWRDSW tanuq qol arslan sangun t[anuq]

..... 立会人コル=アルスラン=サンゲン, 立[会人]

これには「古さの指標」のうち, (1)半楷書体, (2)タムガ書式, (3)尻尾の長い -q, (6)官布, (7)人名要素「サンゲン」の五つがあつて, やはり古いものである。さらに注目すべきは, Or.8212-131 にもここにも, 護氏が漢語からのカルクであることを実証した保証文言の「私が逃亡したならば」という表現¹¹⁾として, 類出する bar yoq bolsar-män, yoq bar bolsar-män ではなく, 類例の少ない örü qodı bolsar-män が使われている事実である。これは『集成』では Lo02, Lo05 の2件にしか見られなかったものであり, しかもこの2件とも上述のように「古い」ものなのである。そこで私は, これまでの「古さの指標」に, 新たに(9)“örü qodı bolsar-män”「私が逃亡したならば」を加えることとしたい。

ただここで改めて注意を喚起しておきたいのは, これらの指標はあくまで組み合わせて使うものであつて, 単独の場合は慎重に対処せねばならないこ

とである。つまり、どれか一つが単独で現われても、すぐにその文書を「古い」と断定はできないということである。例えばサンゲンという人名や「官布」がモンゴル時代に使われなかったとは、決して言えないのである¹²⁾。

逆に気を付けたいのは、従来「新しさの指標」の代表のように言われている *d/t, s/z* の交代現象である。これを時代判定の金科玉条のように見る向きがあるが、それも一つの指標に過ぎない。確かにこれが頻出するのは新しい(即ちモンゴル帝国時代ないしそれ以降の)ものであろうが、古いものにこの現象が散見されても構わない。その点は副動詞仮定法の *-sar / -sär* の転訛である *-sa / -sä* についても同じで、*-sa / -sä* があるからすぐモンゴル時代と判定するのが間違いであることは、既にハミルトン氏が指摘した通りである¹³⁾。

5. 新疆維吾爾自治区博物館(ウルムチ)所蔵文書バキル考

本文書は同館のスラビル副館長によって初めて学界に紹介されたものである¹⁴⁾。私が1995年12月18日に調査したところでは、縦横 26.2×18.5cm、色は *chamois α ~ beige clair*、厚さは、裏打ちしてあるので計れないが、中手の薄い方らしい。繊維が残っている。細かい漉き縞(1cm中に7本)があるが揃っており、全体的に見れば中質である。短冊状の折り跡があり、保存のために折り畳んであった状態で一番外側に出る部分は少しすり切れている。表は5行目までがひとまとまりのウイグル文、6行目が別筆のウイグル文、7行目は漢字2文字だけだが、埋め草として末尾を長く伸ばしている。6行目と7行目は墨色と文字の太さから判断して、同筆と思われる。裏にも1行程度の文字があるようであるが、裏打ちのため、判読できない。次にスラビル氏の転写と中文訳を、分かりやすくアレンジして掲げる。

1. bars yil säkizinc ay üç ygrmi-kä alp turmīs

虎年 第八月 十三(日)。阿力甫=図尔密施より

2. birlmīs ikiyüz quan baqır-ta yüz quan baqır

供給された二百貫の銅銭のうち、百貫の銅銭は

3. mn vapši tutung qutluγ arslan altīmiz yüz quan

我れ、法師都統と骨咄祿=アルス蘭 (の二人) が拿到了。百貫の

4. baqir čuu tutung altı bu vpši tutung bäg-ning ol

銅銭は曲都統が拿到了。此(標記)は法師都統伯克のものである。

5. bu tamya qutluγ arslan-ning

此の印章は骨咄祿=アルス蘭のものである。

(別筆)

6. bu baqir toquz on toquz-ar ol

此の銅銭の各々の取り分は九十九 (貫) である。

7. 後空

後の面は空白である。

ここに4回現われる baqir をスラビル氏が全て「銅銭」と訳しているのは、ウイグル語の baqir が本来「銅」を意味し、そこから当然の如く「銅銭」の意味が派生したと考えられてきた従来のトルコ学界の常識に従ったままで、それ以上の理由はない¹⁵⁾。一方、ミューラー及び加藤繁の説を発展させた前田直典によって、モンゴル時代のユーラシアの主要部をカバーした貨幣体系が明らかにされた¹⁶⁾が、それをまとめると下表ようになる。ただし対応する銀の重量は、私の研究成果により、概算で示したものである¹⁷⁾。

この前田の結論のうち本稿にとって特に重要なのは、中国の1銭というのが銅銭100枚に当たることを明らかにした点である (p.19)。つまりウイグルの1 baqir も銅銭100枚となるはずなのである。然るに、これまでウイグル側からその事を明確に示す証拠が挙げられなかった。しかし、私は本文書の6行目に「この baqir は九十九づつである」という表現があるのを見た時、即座に、これは中国史でいうところの「短陌」で計算するという但し書きであると気付いた。換言すれば、本来なら1 baqir=銅銭100枚であるべきものが、ここでは1 baqir=銅銭99枚として計算するという意味であり、これこそ、貨幣

		銀	ウイグル	モンゴル	中 国	ベルシア
1 :		2 kg	yastuq (枕)	süke (斧)	錠	bälis (枕)
50	1 :	40 g	sitir	sijir	両=貫 1貫=銅銭1000枚	sir / ser
	10	4 g	baqir	bakir	銭 1銭=銅銭 100枚	

単位としての中国の銭とウイグルの *baqir* が等価で、その実質は銅銭 100 枚に相当するとした前田説の正しさを証明するものであるに違いない。

加藤繁の研究によれば、中国本土では、北宋の咸平(998~1003)年間に銀 1 両が銅銭 800 枚、景德(1004~1007)年間に 1000 枚、大中祥符(1008~1016)年間に 1600 枚、康定元(1040)年に 2000 枚、北宋末には 1500 枚、等々に相当するという実例が列挙され、南宋ではさらに騰貴するという¹⁸⁾。もし我々のバキル関係文書が 10 世紀頃のものであるなら、中国とウイグルの相場とがほぼ一致し、銅銭 99 枚に当たるウイグルの 1 *baqir* とは即ち 1 銭(1 両の 10 分の 1)の重さ $\div 4$ g の銀ということになる。では本文書は 10 世紀にまで遡るものであろうか。答えは諾である。

その第一の理由は、本文書が、第 4 節で示した九つの「古さの指標」のうち(1),(2),(3),(6)の四つをクリアしていることである。しかも、この半楷書体には、尻尾の長短による *-q/-γ* の区別のみならず、*s/š* の区別までであるのである(スラビル論文付載の写真では見にくい、この点は意識して実見したので、間違いない)。この *s/š* の区別のある写本が古いことは、ウイグル文字がソグド文字に由来するという事実から見て、当然のことである。それ故これも「古さの指標」に含めてよいのであるが、*s/š* の区別があればほぼ必然的に *-q/-γ* の区別も見られるのに、その逆は多くはない(特に俗文書の場合)ので、そうしなかっただけである¹⁹⁾。しかしここでは俗文書であるにもかかわらず、*s/š* の明瞭な区別が見られるのである。真に数少ない例で、それだけでも文書の古さを強く感じさせる。

さらに注目すべきは、4 行目に見える初出の重要単語 *apsi* である。これをスラビル氏は *vpši* と読んだが、語頭はアレフであり、*s/š* の区別もあって、字面からは正しく *apsi* と読むべきである。これが書き判・略花押を意味する漢語「押字」の音写であることは、この単語を含む文が「この押字は *tutung* 殿のものである」と読め、実際にこれに続いて略花押が記されていることから明らかである。漢語「押字」には、敦煌出土の 9~10 世紀のチベット語「社」

文書にチベット文字で *ab-dzi* と音写された実例があり²⁰⁾、音韻的にも問題がない。一方、元来は漢語「都統」からトルコ語に入った *tutung* であるが、後には原義が忘れ去られ、ウイグルの称号 *tutung* が逆に漢字音写される時には「都通」という宛字が使われた例がある²¹⁾。その事実を踏まえ、私はこの略花押は「通」字をアレンジしたものであらうと考える。ところでウイグル俗文書ではこのような略花押は常にニシャンと呼ばれていた。そのニシャンがペルシア語からの借用であり、それが頻出するのがモンゴル時代であること、「古い」時代のウイグル人なら略花押は使用せずにタムガという印章で捺印することも、山田説を踏まえて既に「笥記(四)」で確認した通りである。本文書の5行目でも「このタムガ印はクトルグ=アルスランのものである」とあり、生粋のウイグル人はタムガ印を使っており、実際に5行目の下にそれが捺印されている²²⁾。これに対して押字している *tutung* は、その名が *vap'an* 「法安」(または *vapya / vappa*) で、「法」という漢語で始まる僧侶名であることから推測されるように、漢人であったらしい。5行目までの本文とは別筆である6～7行目の書き手が、6行目の末尾に押字しているが、これは4行目のものと全く同じである(形状が同じであるだけでなく、大きさも前者は1.7×1.8cm、後者は1.6×1.8cm) から、6～7行目の書き手は4行目に押字したのと同じ法安 *tutung* である。彼が7行目では漢文を使っている事実と、名前そのもの、そして押字を使う習慣とを合わせて考えれば、彼が漢人であったことを疑う必要はあるまい。一方、敦煌・トウルファン等々から出土した漢文文書を検索してみると、この「押字」という表現は10世紀の敦煌文書にはほぼ限定されている²³⁾。このように、同じ西ウイグル王国の住民でありながら、ウイグル名を持つトルコ人はタムガを使い、漢人は押字をしているのである。本文書の年代を示す磁石は、限りなく10世紀を指しているといつてよからう。

さて、本バキル文書6行目の *baqır* が、本来のトルコ語の意味である「銅」や、それから派生したと思われる具体的な物としての「銅銭」ではなく、中国の「両」に当たる *sür / sür* の10分の1の貨幣単位と解釈すべきだとすると、

その他の2行目と4行目に3回見える *baqir* も、やはり貨幣単位バキルと解釈してよいであろうか。答えは否である。実はこれらの *baqir* には直前に *quan* があり、*quan baqir* でまとまった表現になっている。幸い我々は、漢文と半楷書体ウイグル文の対訳で、10世紀にまで遡ることの明らかな土地売買文書断片 U 5368 (TI 576) に、*quan baqir* が「貫文」と対応している実例を持っている²⁴⁾ばかりか、漢文仏典『佛頂心(大)陀羅尼經』のウイグル語訳の中でも、漢語の「一百貫文」が *yüz qın baqir* と翻訳されているのを知っている²⁵⁾。この「貫文」はまた「貫銭」とも言われ、「一貫文」・「一貫銭」は「短陌」でなければ銅銭 1000 枚を指す。*quan baqir* は漢語の「貫文」ないし「貫銭」のカルクであるに相違なからう。これまで学界では、*baqir* には、本来の意味「銅」から直接「銅銭」の意味が派生したように考えられてきたが、私はむしろ、その中間には *quan baqir* というカルクの使用があり、それが一般化するうちに *baqir* が「文」・「銭」と同一視されるに至ったのではないかと考えている。

ここで、スラビル訳との違いを示すため、森安の再解説を掲げる。

1. bars yil säkizinč ay üç ygrmi-kä alp turmıš

虎年 第八月 十三(日)。アルプ=トルミシュが

2. belämiš iki yüz quan baqır-ta yüz quan baqır

寄贈²⁶⁾した 200 貫文のうち、100 貫文は

3. mn vap'an tutung qutluğ arslan altımız yüz quan

私、法安都通とクトルグ=アルスランが受け取った。100 貫

4. baqır čuu totoq altı bu apsi tutung bağ-ning ol (略花押あり)

文はチュウ都督が受け取った。この押字は都通殿のものである。

5. bu tamya qutluğ arslan-ning [ol] (タムガあり ol は見えない)

このタムガ印はクトルグ=アルスランのものである。

(別筆)

6. bu baqır toquz on toquz-ar ol (略花押あり)

このバキル(という貨幣単位)は九十九づつである。

7. 後空

これ以下は空白である（書き足し禁止文言）。

では、本文書に初めて在証された銅錢 100 枚を意味する貨幣単位としての *baqır* は、一体何処に由来するものであろうか。可能性は二つある。一つは、ヘニングが、ウイグル語の *stür / sūtür* の 10 分の 1 の単位を示す *baqır* は「銅」とは混同されるべきでなく、ソグド語の単位 *pnryr* (etc.) = **panxəri* と同じ語であると注記していた²⁷⁾のに従うことである。ソグド語の *st'yr* からの借用であることに異論はないウイグル語の *stür / sūtür* が、重量単位としては約 40g, 貨幣単位としては約 40g の銀であること、及び *baqır* は *stür / sūtür* の 10 分の 1 であることは判明しているのであるから、ソグド語にも *st'yr* の 10 分の 1 の単位として **panxəri* があり、それがウイグルに借用されて *baqır* となり、重量・貨幣単位として約 4g の銀、即ち銅錢 100 枚を表示したと考えるのである。ただしこの考えの弱点は、ソグド語の方で実際に **panxəri* が *st'yr* の 10 分の 1 を示す単位として使われた例が確認されないことである。

もう一つの可能性は、*baqır* が上に述べたような経過で中国の「文」・「錢」と同一視されるに至った結果、漢語の両義がそのまま導入されたとみる考えである。漢語に既に銅錢、並びに銅錢 1 個という貨幣単位としての用法の外、もともと重量単位としての用法が有ったのであるから、銅錢 100 枚を意味するバキルも、重量単位としての 1 錢ないし 1 文、即ち約 4g, の銀に相当する貨幣単位のカルクであると考えるのである。目下のところ、私はいずれを採るべきか判断がつかかねている。

11 世紀のカラハン朝のカーシュガリーの辞書では *baqır* に対して 'Copper' の他に 'Copper coins in Sīn, with which they buy and sell' という解釈を載せており、さらに明代の『華夷訳語』でも *baqır* に「銅」と「錢」の両方の訳を与えている²⁸⁾。しかしながら今後我々は、ウイグル文書に現われる *baqır* に対し、トルコ語共通祖語に由来する ①「銅」を初めとしながら、②「銅錢」、③「重

量単位バキル(約4g)」、そして④「貨幣単位バキル(銀の重さで1バキル $\approx$ 4g分の価値、即ち10世紀頃とモンゴル時代には中国式の銅銭で約100枚の価値)」という四種の訳語を意識して使い分ける必要がある。

ではモンゴル時代初期には既に確立されていた1錠(yastuq)=50両(sīŭr), 1両(sīŭr)=10銭(baqīr), 1銭(baqīr)=銅銭100枚という貨幣体系はいつまで遡るのか。『集成』の121点中で貨幣単位としてのyastuqが現われる文書16点のうち、PI02, WP06を除く14点にはモンゴル時代の指標があり、且つPI02が半草書体である以外は全てモンゴル時代に多用された草書体である。だからモンゴル時代のウイグル社会の高額取引にはyastuqという単位が用いられていたといえる。yastuqとは「枕」の意で、ウイグル人には枕の形に見えた公式銘文入りの貨幣としての銀塊(銀錠、約2kg)を指す。これが高額取引の単位であった事実は、当時のユーラシア世界全体の動向と見事に連動するものである²⁹⁾。然るに、これに対して、私が「古い」とみなす半楷書体の文書14点³⁰⁾にyastuqは一度も見えず、逆に「官布」が8点に現われている。既に拙稿『マニ教史』で論証した10世紀のマニ教寺院経済文書での明らかな官布使用の事実(pp.41, 52-54, 65-68, 129)をも合わせて考慮すれば、モンゴル支配時代以前の西ウイグル王国での高額取引は専らこの「官布」(前註12参照)という実物ないし表示単位によっていたと断じてよからう。11世紀のカーシュガリーが西ウイグル王国では官布が商取引に使用されていると言い³¹⁾、さらに同時代の漢文史料に亀茲ウイグル即ち西ウイグルでは「錢貨が無く、花蕊布を以て」交換・貿易すると伝えている³²⁾のも、この上ない傍証となる。以上のような次第であるから、前田(pp.22, 28, 30-31)が銀錠を最高単位とする貨幣体系の起源を、オゴデイ汗の時代からそうは遡らない頃と想定しているのは、おそらく正鵠を失っていないと思われる。

しかし、そうであるならば、なぜ本バキル文書では200貫文、即ち銀に換算して8kgという高額が、官布ではなく銅銭で表示されているのであろうか。これについては、残念ながら、今すぐ明解を用意することはできない。

10世紀前後の敦煌では貨幣経済が廃れ、現物経済が支配的であったという通説とも考え合わせ、今後さらなる検討を重ねていきたい。

註

- 1) Cf. 森安 1985, pp.16, 39; 「笥記(四)」 pp.66-67; Moriyasu 1996, pp.79-80.
- 2) 上記の Or.8212-132 と合わせると、「集成」では Sa18 の1件しかなかった家屋売買契約文書が一気に3件に増えたわけで、喜ばしいかぎりであるが、なぜか Halén 1991, p.164 の「読み」では肝腎な箇所に誤りがある。写真から気付いた点だけでも、訂正しておく。1.6) *||imīš ||| ay-nīng sadīyī* → *||timiz bu 'āv-nīng sadīyī*「我々は～した。この家の売価」; 1.8) *yūpāngū* → *ūčāgū*「3人一緒に」。
- 3) これは「集成」編者である我々にはやや衝撃的な出来事であった。しかしながら、「集成」編集過程でサント＝ペテルブルグとベルリンを訪れた梅村氏と私は、山田遺稿に指示されていた所蔵番号に従って文書の閲覧を請求し、それだけを調査したのであって、自由に全文書に目を通すことが許されたわけでは決していないことを、お断りしておく。
- 4) 1993-94年、トゥルファンの交河古城よりさらに1点が出土したらしい。Cf. *Newsletter of the Circle of Inner Asian Art* 6, London 1997, p.5. ただし詳細は不明。
- 5) 「東方学会報」No.73, 1997, p.25 参照。
- 6) 羽田・山田 1961 に「契約」と注記されているものに、Ot.Ry.1195, 1792, 1822, 1914, 2150, 2688, 2691, 2732, 2753, 5335, 5628 があり、このうちの Ot.Ry.1792, 2150 は山田 II, pp.217-218 に引用されている。さらにその他の断片として私は Ot.Ry.1160-63, 1970, 2015, 2297, 2728, 4583, 5355, 6342, 6370 を把握している。
- 7) 護 1961, pp.235-238 = 護 1997, pp.358-363. ただし護はそこで仁井田「唐宋法律文書」pp.274-276 しか引用しておらず、それでは唐の利息制限が月4～6%, 宋で4%であったことが分かるのみで、元代のことは分からない。元・明代の利息制限が月3%であったことは、仁井田「土地法・取引法」pp.575, 578-579 より判明する。さらに「元史」12, 至元一九年四月の条の「定民間貸銭取息之法, 以三分為率」や、仁井田「法と慣習・法と道德」pp.677-678 にある文例も参照。因みに漢語の「分」は月利の場合は日本の「分」(%)に、年利の場合は日本の「割」に当たる, cf. 仁井田「唐宋法律文書」p.268.
- 8) Cf. 護 1961, p.231 = 護 1997, p.351-352; 山田 VII.
- 9) 実は本文書は山田 IV, p.120 に、護の利息計算を承認するさらなる一例として言及されていた。しかしながら山田氏は本文書を読み切っていないが為に全文の発表を控えられたのであり、私が *-(t)a* と読んだ箇所を *yüz*「百」と誤読し、元本を150官布ととして利率を2%としたのである。護 1967, p.250 = 護 1997, p.419 ではそれに言及しているが、そのままでは護説の補強にならない。
- 10) Cf. 森安「笥記(四)」p.80, n.14; 「東方学会報」No.73, 1997, p.25; *Newsletter of the International Dunhuang Project* 8/9, London 1997, p.4.

- 11) 護 1961, pp.240-248 = 護 1997, pp.367-380; 護 1967, pp.252-254 = 護 1997, pp.422-424.
- 12) 例えば指標(6)官布についていえば、確かにこれは半楷書体の文書に類出し、半楷書体と草書体の中間に来る半草書体にも散見される。大谷文書でいえば、『集成』に含めた契約文書 Sa02 (=Ot.Ry.1414a), Lo03 (=Ot.Ry.2733) 以外に Ot.Ry.1415, 1792, 1991, 2150r, 2718, 2782, 5334, 5335, 6432 に官布が見えているが, Ot.Ry.1991 がどちらかといえば半草書体である外は全て半楷書体であり、草書体は1つも無い。ロンドンのスタイン文書でいえば, Or.8212-115, 8212-132, 8212-151r が半楷書体, Or.8212-129 が半草書体, Or.8212-136 はそのいずれかである。ベルリンの場合は全体像がまだつかめていないが、これまで把握している限りではやはり半楷書～半草書体の文書に官布が現われることが多い。しかし、ベルリンの Ch/U 7470 + Ch/U 6058 (官布借用契約文書断片)や、最近トゥグシェワ女史によって紹介された SI Kr I 420 (Tugusheva 1996, pp.13-14)のように、完全な草書体で書かれたものも少数ながら存在するのである。西ウイグル時代の官布が公印と規格のある信頼性の高い「通貨」であった (cf. 森安「マニ教史」pp.53-54; CTD, 1, p.312) のに対し、モンゴル時代には恐らくその地位を銀錠に譲り、単に棉布の別名のように使われていたのであろう。
- 13) Hamilton 1996, pp.141-142.
- 14) イスラフイル 1995. これには写真が掲載されているので、是非参照されたい。
- 15) Cf. 護 1961, p.237 = 護 1997, pp.360-361; ED, p.317b, 'a copper coin'; Kara / Zieme 1986, p.359, 'Kupfergeld'; 『集成』2, p.245b, 「銅銭」'Kupfermünze'.
- 16) 前田 1944. ただし本稿では、前田 1973 の頁を引用する。
- 17) 森安 1997a, pp.9-13.
- 18) 加藤 繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』分冊第2, (東洋文庫論叢 6-2), 東京, (財)東洋文庫, 1926, pp.469-473.
- 19) Cf. 沖 美江「9～11世紀におけるウイグル文字の諸特徴——時代判定への手がかりを求めて——」『内陸アジア言語の研究』11, 1996, pp.15-60.
- 20) Cf. Takata 1994; Takeuchi 1995, pp.114-115; 高田 1998, pp.183-185.
- 21) Cf. 森安 1985, pp.67-68.
- 22) 長さ4.6cm, 横幅1.4cm, 先端が三角の細長いペンシル=ロケット形の墨印である。これと酷似したタムガがベルリン文書 T II B 7 / 501 に見える。その文書は実見していないが、大阪大学東洋史研究室に所蔵される山田信夫蒐集ベルリン=コレクション写真版によれば、衣類反物に言及する半楷書体の手紙で、裏面にはシリア文字がある。出土地が B(ulayiq) ブライクであることからみて、この手紙がネストリウス派キリスト教徒に属することはほぼ確実であらう。
- 23) Cf. Yamamoto & Ikeda 1987, Nos.358, 399, 407, 414, 426, 428: 「押字為定」, 「押字為憑」, 「押字為驗」。
- 24) これは、ツィーメ氏と共同で、来年度の『内陸アジア言語の研究』に発表する予定である。それまでは、cf. 森安「劄記(一)」p.53; 「マニ教史」p.50, n.22.

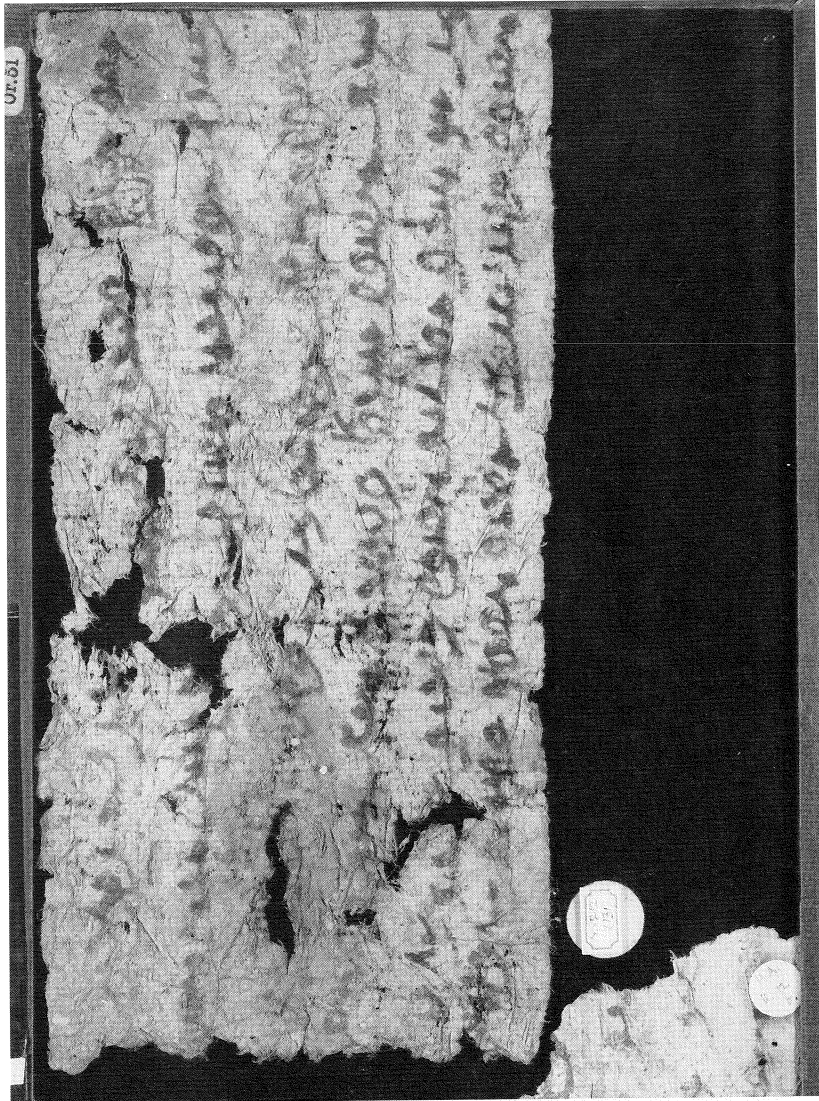
- 25) Cf. Kara / Zieme 1986, pp.335, 355, 359. ここでカラ・ツィエ両氏は qin を漢語「貫」の転訛とみなしている。当然、もとは quan / qun / qon / qan のいずれかであったはずである。
- 26) スラビル氏はこの語を birl- 即ち biril-「支給される、賜与される」と解釈する。その可能性も十分あるが、私は敢えて beläg「贈り物」を派生させた動詞 belä- に「贈与する」の原義があったと推定しておきたい。ただしそれは学界ではまだ認知されていない、cf. ED, pp.332, 338.
- 27) W.B. Henning, "The Sogdian Texts of Paris," *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 11-4, 1946, p.723, n.1.
- 28) CTD, Part 1, p.279; 山田 IV, p.192; Ligeti 1966, pp.137-138.
- 29) Cf. 杉山 正明「クビライの挑戦」(朝日選書 525), 1995, pp.208-219; 森安 1997a, pp.10-13.
- 30) Cf. 森安「筭記(四)」pp.70-83. 本稿の前節で言及した 8+4 件に RH02, Mi29 の 2 件を加えたもの。
- 31) CTD, Part 1, pp.279, 317; cf. 前註12, 28.
- 32) Cf. 森安「マニ教史」p.170 に引く「宋会要輯稿」と「宋史」の記事。

参考文献

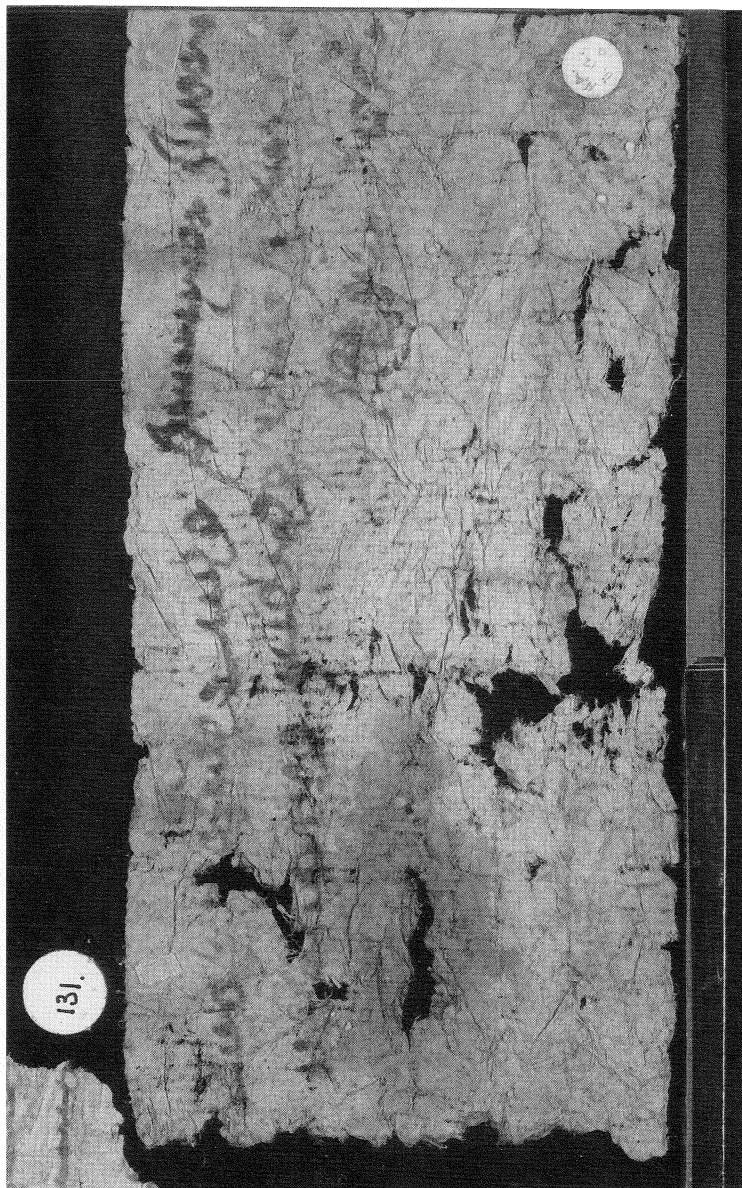
- CTD : Dankoff, R. & J. Kelly (eds.), *Maḥmūd al-Kāšyārī, Compendium of the Turkic Dialects (Dīwān Luyāt at-Turk)*. 3 vols., Harvard University Printing Office 1982-85.
- ED : G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkic*. Oxford 1972.
- Halén, H. 1991 : "Die uigurischen Mannerheim-Fragmente (2)." *Studia Orientalia* 67, pp.161-169, -5 pls.
- Hamilton, J. 1996: "On the Dating of the Old Turkish Manuscripts from Tunhuang." R.E. Emmerick &c. (eds.), *Turfan, Khotan und Dunhuang*, Berlin, pp.135-145.
- Kara, G. & P. Zieme 1986 : "Die uigurische Übersetzung des apokryphen Sūtras «Fo ding xin da tuo luo ni»." *Altorientalische Forschungen* 13-2, pp.318-376.
- Ligeti, L. 1966: "Un vocabulaire sino-ouïgour des Ming. Le Kao-tch'ang-kouan yi-chou du Bureau des Traducteurs." *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 19, pp.117-316.
- Moriyasu, T. 1996 : "Notes on Uighur Documents." *Memoirs of the Research Department of the Tōyō Bunko* 53 (1995), pp. 67-108.
- Müller, F.W.K. 1920 : "Uigurische Glossen." *Ostasiatische Zeitschrift* 8 (1919-1920), pp.310-324.
- Takata, T. 1994 : "Bouddhisme chinois en écriture tibétaine: le Long Rouleau chinois et la communauté sino-tibétaine de Dunhuang." *Bouddhisme cultures locales. Actes du colloque franco-japonais de septembre 1991*, Paris, pp.137-144.
- Takeuchi, Ts. 1995 : *Old Tibetan Contracts from Central Asia*. Tokyo.

- Tugusheva, L.Yu. 1996: "Early Medieval Uighur Records from East Turkestan." *Manuscripta Orientalia* 2-3, pp.8-15, -4 pls.
- Тугушева, Л.Ю. 1996: "Несколько уйгурских документов из рукописного собрания Санкт-Петербургского филиала ИВ РАН." *Петербургское Востоковедение* 8, pp.215-238, -11 pls.
- Yamamoto, T. & O. Ikeda 1987 (eds.): *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History*, III. Tokyo.
- Zieme, P. 1975: *Manichäisch-türkische Texte*. (Berliner Turfantexte 5), Berlin.
- 伊斯拉菲爾(スラビル) 玉蘇甫 1995: 「回鶻文領錢收據一件」『内陸アジア言語の研究』10, pp.9-11, +1 pl.
- 高田 時雄 1998: 「藏文社邑文書二三種」『敦煌吐魯番研究』3 (1997), pp.183-190, +3 pls.
- 仁井田 陞『唐宋法律文書の研究』東京, 東方文化学院, 1937.
- 『中国法制史研究 土地法・取引法』東京大学出版会, 1960.
- 『中国法制史研究 法と慣習・法と道德』東京大学出版会, 1964.
- 羽田 明・山田 信夫 1961: 「大谷探検隊将来ウイグル字資料目録」西域文化研究会(編)『西域文化研究 4 中央アジア古代語文獻』京都, 法蔵館, pp.171-206.
- 前田 直典「元代の貨幣単位」『元朝史の研究』東京大学出版会, 1973, pp.19-39. (原載: 『社会経済史学』14-4, 1944.)
- 護 雅夫 1961: 「ウイグル文消費貸借文書」西域文化研究会(編)『西域文化研究 4 中央アジア古代語文獻』京都, 法蔵館, pp.221-254. (再録: 同氏『古代トルコ民族史研究』第Ⅲ巻, 山川出版社, 1997, pp.337-405.)
- 1967: 「ふたたびウイグル文消費貸借文書について」『仁井田陞博士追悼論文集 1 前近代アジアの法と社会』東京, 甄草書房, pp.235-266. (再録: 同氏『古代トルコ民族史研究』第Ⅲ巻, 山川出版社, 1997, pp.406-436.)
- 森安 孝夫 1985: 「ウイグル語文獻」, 山口瑞鳳(編)『講座敦煌 6 敦煌胡語文獻』大東出版社, 1985, pp.1-98, -4 pls.
- 「簡記(一〜四)」: 「ウイグル文書簡記(その一〜その四)」『内陸アジア言語の研究』4 (1988), 1989, pp. 51-76; 5 (1989), 1990, pp. 69-89; 7 (1991), 1992, pp.43-53; 9, 1994, pp.63-93.
- 「マニ教史」: 「ウイグル=マニ教史の研究」, 『大阪大学文学部紀要』第31・32巻合併号, 1991, 248 pp., +34 pls., 23 figs., 2 maps.
- 1997a: 「オルトク(幹脱)とウイグル商人」『近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発』(平成7・8年度科学研究費補助金——基盤研究B 2——研究成果報告書), 大阪大学文学部, 1997, pp.1-48.
- 1997b: 「『シルクロード』のウイグル商人——ソグド商人とオルトク商人のあいだ——」『岩波講座世界歴史 11 中央ユーラシアの統合』岩波書店, 1997, pp.93-119.

(大阪大学大学院文学研究科教授)



Or. 8212-131 recto, by the courtesy of the British Library. (T. Moriyasu)



Or. 8212-131 verso, by the courtesy of the British Library. (T. Moriyasu)